

【諮問（個人）第199号】

3川情個第28号
令和4年2月4日

川崎市長 福田紀彦 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 早川和宏

保有個人情報開示請求に対する全部承諾処分に係る審査請求について（答申）

令和2年11月18日付け2川総コ第158号で諮問のありました、保有個人情報開示請求に対する全部承諾処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2107

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った審査請求人の保有個人情報開示請求に対する全部開示処分については、妥当である。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

審査請求人が、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し審査請求を行うに至った経緯は、次のとおりである。

(1) 保有個人情報の開示請求

実施機関は、令和元年10月29日、「こすぎ市税分室市民税担当が保有・保全している私に関する個人情報のすべて 電子データは紙媒体ではなく記録媒体で請求します。」として、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づく審査請求人からの保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を受理した。

(2) 実施機関の処分

実施機関は、令和元年12月26日付け31川財みこ第〇〇号で、本件開示請求に対する全部承諾処分（以下「本件処分1」という。）を行った。その後、令和2年1月6日、審査請求人から総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当（以下「情報公開担当」という。）宛てに本件処分1において開示されたものの電子データに関するメールを受けた。実施機関は、令和2年1月31日付け31川財みこ第〇〇号で、本件請求に対する全部承諾処分（以下「本件処分2」という。）を行った。

(3) 審査請求人からの連絡とその後の対応

令和2年3月19日、審査請求人から情報公開担当へメールにより、「どれがもともと保有していた電子データなのか、どれが今回の為にスキャンした電子データなのか早急に知りたい」等の連絡が入ったため、同月25日、情報公開担当は「いただいたメールの内容につきましては、各所管課に再度確認するよう伝えましたので、電子データの保有状況については、各所管課に直接お問い合わせいただければと存じます。」と返信をした。

(4) 審査請求

審査請求人は、令和2年4月24日付け審査請求書で、「項番14 年度30 文書名 回答案 内容オンブズマン」のデータ（以下「14データ」という。）（印刷物をスキャンしたものではない）を追加で開示するとの裁決及び実施機関が行った開示に、開示するためにスキャンしたデータがあるのかないのか説明するとの裁決を求める審査請求を行った（当審査会諮問（個人）第199号事件）。

3 審査請求人の主張要旨

令和2年4月24日付け審査請求書、令和2年7月20日付け反論書及び令和2年9月4日実施の審査庁による口頭意見陳述によれば、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 全部承諾であるが、開示は不十分であり、「14データ」について、データ

があるのか不明であることから「14データ」（印刷物をスキャンしたものではない）の追加の開示を求める。

- (2) 令和2年1月31日付け31川財みこ第〇〇号で実施機関が行った開示に、開示するためにスキャンしたデータがあるのかないかを説明するとの裁決を求める。

実施機関は、審査請求人が令和2年3月19日に送付したメールによる質問に対して回答していないことは認めているが、なぜそれに回答しなかったか説明をしていない。開示請求の不服申立ての期限はわずか3か月しかなく、このメールに対して適切に回答していれば、不服申立てをしなくてよかった可能性がある。

- (3) 審査請求人が平成29年12月18日、平成30年12月15日及び令和2年3月19日に情報公開担当に送付したメールにおいて、追加の開示請求の有無を判断した根拠の説明を求める。また、審査請求人が令和2年1月6日に送付したメールで、電子データの開示を求めていると判断した理由の説明を求める。

4 実施機関の主張要旨

令和2年6月15日付け弁明書、令和2年9月4日実施の審査庁による口頭意見陳述及び令和3年7月9日実施の実施機関諮問事案説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 「14データ」について、本件処分1において開示した文書（紙）のほか、本件処分2において開示したドキュワークス形式のデータのほかには存在しない。公文書の保存期間は個人情報か否かではなく、文書の重要性等を踏まえて定められている。「14データ」については、紙により決裁した文書を保存文書とし、元のワード形式の文書ファイルは、川崎市公文書管理規則（平成13年川崎市規則第20号）第7条第1項ただし書「特に軽易な公文書」としてその時点で廃棄している。
- (2) 「開示するためにスキャンしたデータ」について、本件請求のために何か紙の文書をスキャンするという事は行っておらず、本件請求の時点でそのようなものは存在しない。

審査請求人から令和2年3月19日に送付されたメールに対し、情報公開担当は、同月25日に、「電子データの保有状況については、各所管課に直接お問い合わせいただければと存じます。」と返信をしているので、改めて確認したいのであれば、問い合わせがあるだろうと待っていた。

- (3) 平成29年12月18日、平成30年12月15日、令和2年1月6日及び同年3月19日に審査請求人から送付されたメールは、いずれも追加の開示請求ではなく、データの有無等に関する確認のメールと捉えている。

5 審査会の判断

- (1) 審査請求人は、「14データ」に関して印刷物をスキャンしたものではないデータが存在すると考えて追加の開示を求めている。この点、実施機関は、ワード形式の文書ファイルを印刷した紙の文書について決裁を受け、当該文書を保存文

書とするとともに、ドキュワークス形式でデータを保存し、元のワード形式の文書ファイルは川崎市公文書管理規則（平成13年川崎市規則第20号）第7条第1項ただし書「特に軽易な公文書」に該当するものとして廃棄したと主張する。こうした主張からは同規則に基づいた文書管理が行われたことがうかがわれ、既に審査請求人に開示されたドキュワークス形式以外のデータは本件請求時点では存在しないとの実施機関の主張に不合理な点は特段認められない。また、審査請求人が追加の開示を求めている印刷物をスキャンしたものではない「14データ」が存在することをうかがわせる特段の事情も認められない。

(2) 審査請求人は「開示するためにスキャンしたデータがあるのかないのか説明する」との裁決を求めているが、審査請求制度は、本件のように実施機関に対して説明を求めることを想定しておらず、裁決の対象にならない。

念のため、開示するためにスキャンしたデータが本件請求の時点で存在しないとの実施機関の主張を検討するに、保有個人情報開示請求は、当該請求の時点で存在する紙の文書ないしデータを開示する制度であり、実施機関が開示のために紙の文書を新たにスキャンするという行動をとることは考え難く、実施機関の主張に不合理な点は特段認められない。また、実施機関が審査請求人に対して開示するためにスキャンしたデータが存在することをうかがわせる特段の事情も認められない。

(3) その他、審査請求人は、自身が送付したメールについての実施機関の判断等に関する説明を求め、縷々主張しているが、この点は、当審査会諮問（個人）第188号及び第189号答申のとおりであり、検討を要しない。

以上の次第で、前記1に記載の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	飯島	奈津子
委員	嘉藤	亮
委員	友岡	史仁
委員	中島	美砂子